

第5回さいたま市消費生活審議会（平成20年度）

開催日時 : 平成20年7月15日（火） 10:00～10:45

開催場所 : さいたま市役所本庁舎別館2階特別会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

「さいたま市消費生活基本計画（素案）」パブリックコメント結果について

「さいたま市消費生活基本計画（案）」答申書（案）について

「さいたま市消費生活審議会公募委員」選考結果について

その他

3. 閉会

配布資料

1. 次第

2. 資料 パブリック・コメント集計結果

さいたま市消費生活基本計画（案）答申書（案）

第5回さいたま市消費生活審議会（平成20年度）議事要旨

1. 日 時 平成20年7月15日（火） 10:00～10:45

2. 場 所 さいたま市役所本庁舎別館2階特別会議室

3. 出席者

（審議会委員）

新井修市委員、松苗弘幸委員、福村武雄委員、重川純子委員、岩重佳治委員、石井雄次委員、蝶野聡委員、野口高一委員、佐藤利昭委員、久慈美知子委員、岩崎万智子委員、松井洋子委員、平田紀美子委員、佐藤千鶴子委員

（職員）新藤市民局長、内山市民部長、奥富市民部次長、

（幹事）稲葉消費生活総合センター所長

（書記）麻生消費生活総合センター所長補佐、小倉主査、堀内主事

（傍聴人）0名

4. 概要

資料：パブリック・コメント集計結果の説明要旨は以下のとおり。

事務局

さいたま市では市民と行政との協働による、透明性の高い公正な市政運営を図るため、パブリック・コメント制度を平成15年4月から実施している。

このパブリック・コメント制度は、各種基本計画や条例の制定など市の基本的な政策等の策定にあたり、その形成過程の情報を公表し、市民等の意見を求め、さらに提出された意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を政策に反映させる制度となっている。さいたま市消費生活基本計画の策定にあたり、このパブリック・コメントを実施し、市民意見の反映を行った。

4月23日～5月22日の約1ヵ月間、各消費生活センター、各区役所の情報公開コーナー、本計画関連所管のほか、市内の消費者団体等11ヶ所に、この素案の本編と配布用の概要版を設置し、公表するとともに、

市のホームページにも掲載し、本計画に対する意見の募集を行った。また、消費者団体に対しては、2団体に説明会を実施した。

今回、寄せられた意見提出人数は65人。

意見の提出方法は直接持参が37人、郵送が19人、ファックスが8人、ホームページでの提出は1人。

住所地による分類では、岩槻区が31人、見沼区7人、西区5人、その他の区は2人から4人。

また、総意見数は157件、その中で同趣旨の意見をまとめた意見項目件数は73件となる。73件の意見項目についての対応をAからEまでの5つの対応区分に分類した。Aは、素案に反映し、案を修正したもの、Bは、素案に反映できなかったもの、Cは、素案に既に趣旨等が盛り込まれているもの、Dは、計画運用上の参考とするもの、Eは、消費者行政以外のものとなっている。

今回は2件のご意見に対し、対応区分のAである修正、追加を行い素案への反映をし、寄せられた意見については、各区役所情報公開コーナーや市のホームページにて公表をする。

なお、前回の審議会で指摘を受けた点について併せて説明する。

さいたま市消費生活基本計画(案)答申書(案)の、60ページの重点施策に「解決率98パーセント以上を目指す」とあり、この「解決」の中に「助言」、「情報提供」、「紹介」が含まれており、その処理をした段階で「解決」とみなしていることについては、「助言」、「情報提供」、「紹介」を単に行なったから解決としたという意味ではなく、相談事案に対し、解決への方向性を導くことが出来たとの意味で「解決」という言葉を使用することと整理した。また、61ページの「潜在する消費者被害の発見・解決数を20件以上とする」とあり、「発見」と「解決」を別に把握するべきだとの意見については、発見から解決までには時間がかかるものも多く、年度内で集計することを考慮し、「発見」と「解決」の件数をそれぞれ20件以上とするという整理をした。

資料に基づき事務局より説明の後、質疑・応答が行われた。

委員	平成15年度からの歴史があるパブリックコメント制度ということで、今回65人の方から73件の項目で意見があったということだが、件数として多いのか。
事務局	最近では、多いものと考えている。

資料：さいたま市消費生活基本計画（案）」答申書（案）の説明要旨は以下のとおり。

事務局	<p>答申書案は、本年3月に審議会で示したのものから、構成や全体の流れについての変更はない。変更点としては、先ほど説明した、パブリック・コメントの結果を反映し、修正を行なった2箇所となる。修正点については、資料「さいたま市消費生活基本計画（案）」答申書案の30ページ、「総合的な食の安全対策の推進」の6行目「食品への不安解消を図ることが強く求められるようになっていきます」という記述について、不安解消には安全性確保が重要であることから、記述を「食品の安全性確保対策を強化し、食品への不安解消を図ることが強く求められるようになっていきます」として欲しいとの指摘があり、検討の結果、この基本計画は、食品への不安解消を強く求められている中で、安全性確保のための施策の推進を図るものであることから、「食品の安全性確保対策を強化し、」という文言を追加することとした。</p> <p>また、31ページ、生鮮食品の適正管理の促進の3行目は、「食生活における安心・安全を促進します」との記述を、安心を得るためには安全確保が必要なことから「安全・安心」として欲しいとの指摘があり、検討の結果、「さいたま市食の安全基本方針」において、市の基本的な取り組みとして「食品の安全性確保及び食に対する安心感の向上に関する基本的な取り組み」という記述もあることから、「安心・安全」を「安全・安心」</p>
-----	---

へと修正し、「さいたま市消費生活基本計画（案）」答申書（案）としてまとめた。

資料に基づき事務局より説明の後、大要以下の議論が行われ、「さいたま市消費生活基本計画（案）」答申書（案）が「さいたま市消費生活基本計画（案）」答申書として各委員に了承された。

- | | |
|-----|---|
| 委員 | <p>20ページの用語解説の(7)クレジット契約の部分だが、現行法ではそのとおりだが、改正後の割賦販売法では、細かいところに変更がある。</p> <p>「2ヵ月以上かつ3回以上の分割」の部分は「2ヵ月以上の後払い」であれば一括払いも含まれる。また、今まで「割賦購入あっせん」と定義していたものの中で、「総合割賦購入あっせん」は、「包括信用購入あっせん」、「個品割賦購入あっせん」は「個別信用購入あっせん」と定義される。</p> <p>この資料が、将来的に保存されるものであれば何らかの形で、修正を加えた方がよいと思われる。</p> |
| 事務局 | <p>さいたま市消費生活基本計画は毎年見直しを行い、その際に併せて修正を行うというのでどうか。</p> |
| 委員 | <p>修正が可能であれば、法施行時期等も見据えてお願いしたい。</p> |

さいたま市消費生活審議会公募委員」選考結果説明要旨は以下のとおり。

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>平成20年8月2日の消費生活審議会委員任期満了に伴い、6月2日～7月10日の間に、消費生活審議会公募委員の募集を実施した。</p> <p>実施にあたって、市の広報誌やホームページに公募実施についての記事を掲載し、各消費生活センターの窓口（3センター）、各区役所生活課および情報公開コーナー（10区役所）、本市ホームページにて応募要項、</p> |
|-----|--|

応募票の配布をした。

公募実施の結果、男性 6 名、女性 5 名の応募があり、7 月 11 日に消費生活総合センターにて、消費生活総合センター所長他 3 名の職員により厳正な選考を行い、2 名の公募委員を決定、応募者全員に結果について通知した。

決定した公募委員は、北区と中央区にお住まいのそれぞれ女性の 2 名。

スケジュールの説明要旨は以下のとおり。

事務局

本日は承された、「さいたま市消費生活基本計画(案)」答申書は、7 月 23 日午前 10:00 に市長室にて、新井消費生活審議会会長から相川市長にお渡しいただく。

「さいたま市消費生活基本計画」の内容については、8 月 1 日から、市ホームページおよび各区役所情報公開コーナーにて、内容を一般公開する予定。

さいたま市消費生活基本計画(素案)のパブリックコメントの結果については、8 月 1 日～8 月 31 日まで、市ホームページにて公開し、各区役所情報公開コーナーでも閲覧用として掲示。

今回の審議会は、8 月 26 日(火)午前 10:00、別館特別会議室にて開催。消費生活審議会委員任期満了に伴い、次期の任期为平成 20 年 8 月 3 日から平成 22 年 8 月 2 日として、次期委員の皆様に委嘱状をお渡しする予定。

以上